

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。
令和6年12月20日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹
財 一 258
令和6年11月1日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年10月4日付け監委一720で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	令和6年8月19日
（指摘事項） 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和6年9月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、57,468,711円減の610,498,730円となっております。 今後コンビニ納税、口座振替納税及び地方税共通納税システムによるキャッシュレス納税の利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。 滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、現在未納額の約9割を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。 また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の税務職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。			
監査課所名	総合防災課	監査年月日	令和6年9月4日
（指摘事項） 消防学校給食業務委託契約違約金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 （措置状況） 令和5年度に新たに発生した消防学校給食業務委託契約違約金に係る未収金1,085,907円については、債務者の代理人弁護士より、破産手続きを開始する旨の通知があったため、裁判所に対し債権の届けを提出するとともに、債権者集会等で状況の把握に努めています。 今後とも、債務者へ納付の働きかけを継続して行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	地域づくり推進課	監査年月日	令和6年8月20日
（指摘事項） ゆとり生活創造センター（遊学舎）における市民活動支援のための印刷事業に係る行政財産目的外使用許可において、光熱水費等実費の徴収を行っていないので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 （措置状況） 光熱水費等の実費徴収を規定した行政財産使用料減免基準の適正な運用については、所管部局に確認の上、その内容を複数職員で共有し、周知徹底を図りました。			

今後は、関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。 なお、未徴収の光熱水費等については、徴収に向け申請者と協議を進めているところです。 (指摘事項) 地域運営モデル支援事業費補助金において、国への交付金の申請内容に誤りがあったため、国費充当可能な補助金の一部が県費による支出となり、決算上、県財政に影響を与えたので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 地域運営モデル支援事業費補助金の国費充当可能な経費について、国の交付金制度要綱等を複数の職員で確認するなど、適切な事務処理を行うよう徹底しました。 今後、同様のスキームの交付金を活用する場合は、国へ申請する事業実施年度の前年度と、県事業実施年度の両年度において、国交付金の実施計画と県事業の国費充当可能な経費などを複数の職員で確認し、再発防止、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	誘客推進課	監査年月日	令和6年8月28日
(指摘事項) 全国旅行支援返還金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した「秋田へGO!」秋田を旅しようキャンペーンの返還金に係る未収金40,532,607円については、債務者への文書による催促のほか、電話や訪問による働きかけを行ったところ、分納誓約書の提出を受け、令和6年9月末までに500,000円を回収しております。 返還を促すため、定期的なヒアリングを継続（5、6、10月ヒアリング済）しているほか、分納誓約書のとおり返還されない場合は、その理由を確認するとともに次の返還での増額を求めています。 今後とも債務者への返還指導を行い、未収金の早期回収に努めてまいります。			
監査課所名	食のあきた推進課	監査年月日	令和6年8月28日
(指摘事項) 特許等運用収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した特許等運用収入に係る未収金23,118円については、定期的開催される債権者集会に参加し、債務者の財産状況の把握や整理に努めております。 今後は、未収金の発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	令和6年9月3日
(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金124,904,311円（過年度分112,118,859円及び現年度分12,785,452円）については、令和6年9月末までに一部納入を含め5,590,343円を回収しております。 債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、督促のほかにも個別の状況に対応した納入指導や償還計画の見直しなどを実施しています。なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。 今後、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。 また、令和5年度に発生した生活保護費等返還金等に係る未収金55,124,079円（過年度分52,388,855円及び現年度分2,735,224円）については、令和6年9月末までに1,372,166円を回収しております。 債権管理においては、福祉事務所による債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納入指導を行っております。また、地域・家庭福祉課保護チームが実施する生活保護法施行事務監査において、未収金等に対する納入指導等の助言・指導を行っております。 今後とも、債務者への納入指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未納金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。			

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	令和6年9月3日
(指摘事項) 児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金422,300円については、令和6年9月末までに4,500円を回収しております。 過年度未収金4,795,833円については、令和6年9月末までに7,000円を回収しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	医務薬事課	監査年月日	令和6年9月3日
(指摘事項) 公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金69,819,045円について、令和6年9月30日までに319,069円を回収しておりましたが、本年10月に相続財産清算人から、債務者が本年3月に死亡したとの連絡がありました。 相続人の状況を確認し、限定承認の申述が受理された場合には、債権額の申出を行い、弁済を受ける手続を進めるなど、引き続き未収金の回収に努めてまいります。			
監査課所名	医務薬事課医療人材対策室	監査年月日	令和6年9月3日
(指摘事項) 看護師等修学資金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 看護師等修学資金貸付金等に係る過年度未収金5,313,218円については、電話等による働きかけを行い、令和6年9月末までに160,000円を回収しております。 今後とも、債務者への面会や電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	令和6年8月21日
(指摘事項) 能代市の産廃処理場の行政代執行費用等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収に努めること。 また、過年度未収金において、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した能代市に所在する産業廃棄物処理場の行政代執行費用等に係る未収金160,870,180円については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することによりその回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の軽減に努めてまいります。 また、過年度未収金4,992,386,335円については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。			
監査課所名	農業経済課	監査年月日	令和6年8月30日
(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金16,853,531円（林業・木材産業改善資金貸付金6,787,868円、農業改良資金貸付金10,065,663円）については、一部納付を含め、令和6年9月末までに135,000円（林業・木材産業改善資金貸付金120,000円、農業改良資金貸付金15,000円）を回収しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	水田総合利用課	監査年月日	令和6年8月30日
(指摘事項)			

証紙収入において、証紙収入日計整理表への記載漏れ並びに公金振替をした件数及び金額に誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理をすること。 (措置状況) 証紙収入日計整理表への記載漏れ及び公金振替の誤りについては、令和6年8月に是正の処理を行っております。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、秋田県財務規則に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	令和6年8月22日
(指摘事項) 中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金49,878,115円については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行っております。 また、過年度未収金3,129,427,580円については、一部納付を含め、令和6年9月末までに7,145,800円を回収しております。 今後とも、債務者から直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供や助言、運営診断を行うことなどにより、新たな未収金の発生防止に努めてまいります。 また、過年度未収金に係る債務者及び連帯保証人に対しては、訪問により事業や生活状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。 特に、残高が多額である延滞者は早期の延滞解消が困難であることから、債務確認書を徴するとともに、償還計画について交渉し、償還に対する意識の継続を図りながら、定期的な分納を指導してまいります。 なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。			
監査課所名	建築住宅課	監査年月日	令和6年9月4日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度新たに発生した県営住宅使用料の未収金656,600円については、令和6年9月末までに累計378,600円回収しております。 また、過年度未収金6,361,750円については、令和6年9月末までに586,300円回収しております。 今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどの対策を講じてまいります。 併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。 さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問及び呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。			
監査課所名	財産活用課	監査年月日	令和6年8月23日
(指摘事項) 県庁舎入居団体費用収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和5年度に新たに発生した県庁舎入居団体費用収入に係る未収金1,587,668円については、債務者に対して訪問による働きかけを行い、令和6年9月末までに586,133円を回収しております。 また、過年度未収金1,160,230円については、債務者への文書による督促のほか、電話や面談による働きかけを行っており、連絡が取れない債務者については連絡先を調査しているところであります。 今後とも債務者への納付指導を行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	令和6年7月30日

(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金442,565円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和６年９月末までに81,428円を回収しております。 また、過年度未収金6,407,367円については、令和６年９月末までに550,350円を回収しております。 今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和６年７月30日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金355,000円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして回収に努め、令和６年９月末までに145,600円を回収しております。 また、過年度未収金1,639,800円については、令和６年９月末までに172,600円を回収しております。 今後とも家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和６年７月26日
(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金1,417,288円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和６年９月末までに166,468円を回収しております。 また、過年度未収金22,555,235円については、令和６年９月末までに612,234円を回収しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	令和６年７月26日
(指摘事項) 物品事務において、備品の不用の決定を行わずに多数廃棄しているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適正に物品の管理及び処分を行うこと。 (措置状況) 秋田県財務規則に基づく適正な事務処理方法を十分に確認することなく不用物品の処分を行ったものであります。 指摘を受けて、「備品原簿一覧表・備品供用簿」に登載されている備品を再度確認し、必要な整理を行っております。 また、部内職員に対しては、物品処分に関する手続きについて改めて周知したところであり、今後は適切に管理するよう努めてまいります。			
監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和６年７月31日
(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			

(措置状況) 令和５年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金3,245,881円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和６年９月末までに112,509円を回収しております。 また、過年度未収金45,966,570円については、令和６年９月末までに1,657,396円を回収しております。 今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、その早期回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和６年７月31日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金301,600円については、令和６年９月末までに233,000円を回収しております。今後も家賃滞納者及び連帯保証人への文書による督促のほか、電話や訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講じます。 また、過年度未収金3,681,750円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により、令和６年９月末までに273,700円を回収しております。 今後とも債務者への納付指導を行うとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、新たな未収金の発生防止及び過年度未収金の計画的な回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和６年７月31日
(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金4,593,941円については、一部納付を含め、令和６年９月末までに388,649円を回収しております。 また、過年度未収金58,269,161円については、一部納付を含め、令和６年９月末までに3,066,520円を回収しております。 今後とも、貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により、未納者の生活状況を把握しながら、状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。			
監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	令和６年７月31日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 未収金については、その縮減に向けて努力しているところであり、令和６年９月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、57,468,711円減の610,498,730円となっております。 今後コンビニ納税、口座振替納税及び地方税共通納税システムによるキャッシュレス納税の利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。 滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、現在未納額の約９割を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。			
監査課所名	消防学校	監査年月日	令和６年４月26日
(指摘事項) 消防学校給食業務委託契約違約金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に			

努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した消防学校給食業務委託契約違約金に係る未収金1,085,907円については、債務者の代理人弁護士より、破産手続きを開始する旨の通知があったため、裁判所に対し債権の届けを提出するとともに、債権者集会等で状況の把握に努めています。 今後とも、債務者へ納付の働きかけを継続して行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	子ども・女性・障害者相談センター	監査年月日	令和６年４月12日
(指摘事項) 児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度から繰越調定した収入未済額23,866,445円（過年度繰越額 21,427,495円及び現年度発生分 2,438,950円）については、債務者の状況調査を踏まえて未収金の回収に取り組んでおり、令和６年９月末までに75,775円を回収しております。 また、今年度から納入義務者に納入通知書を送付する際、納入への理解を醸成するために作成したチラシを同封するなど、新たな未収金が発生しないよう対策を講じております。 なお、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分し債権整理を行ってまいります。			
監査課所名	北児童相談所	監査年月日	令和６年７月17日
(指摘事項) 児童保護費に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金994,670円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和６年９月末までに25,820円を回収しております。 また、過年度未収金3,278,080円については、同様に督促等を行っておりますが、令和６年９月末までの回収額は０円となっております。 今後とも、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。			
監査課所名	南児童相談所	監査年月日	令和６年７月17日
(指摘事項) 児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 令和５年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金2,666,081円については、令和６年９月末までに86,100円を回収しております。 過年度未収金8,611,496円については、令和６年９月末までに一部納付を含め57,000円を回収しております。 債権管理においては、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。 また、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等に一層努めてまいります。			
監査課所名	千秋学園	監査年月日	令和６年７月17日
(指摘事項) プール用吐出配管修繕契約において、正規の手続で契約締結する前に受託業者に作業を行わせているので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 契約事務に当たっては、財務規則に基づき適正な事務処理を行うことを改めて職員間で確認しました。今後は適切な処理に努めてまいります。			
監査課所名	秋田技術専門校	監査年月日	令和６年４月12日

(指摘事項) 消防設備保守点検業務委託において、最低制限価格の設定を行わないまま競争入札を執行しているので、再発防止策を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 入札における予定価格の設定に関し、秋田県庁舎等維持管理業務に係る最低制限価格試行実施要領を複数職員で確認し、適切な事務処理を行うよう徹底しました。 今後の入札の執行にあつては、改めて財務規則、関係要領等を複数職員で確認し、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	秋田空港管理事務所	監査年月日	令和6年3月28日
(指摘事項) 空港敷地に係る工作物設置等の使用料の算定において、行政財産使用料減免基準の適用を誤っているものがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 行政財産使用料減免基準の適正な運用について、所管部局へ確認した内容を所内で共有し、周知徹底を図りました。 また、秋田空港内における工作物の設置許可については、行政財産使用料減免基準の適用を改めることで申請者と協議し、令和6年4月1日より減免後の使用料にて変更許可申請を受理し、許可しております。 今後は、関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和6年12月20日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹
教総 ー 1614
令和6年11月1日

秋田県監査委員 今 川 雄 策 様
秋田県監査委員 三 浦 英 一 様
秋田県監査委員 嶋 貢 様
秋田県監査委員 半 田 直 樹 様

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年10月4日付け監委ー720で報告のあつたこのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	教育庁総務課	監査年月日	令和6年8月26日
(指摘事項) 秋田県高校生等奨学給付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 令和5年度に発生した未収金209,900円については、令和6年9月末までに3,000円を回収しております。 今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、奨学給付金の申請時に制度の周知を図るなど、未収金の回収及び発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	高校教育課	監査年月日	令和6年8月26日
(指摘事項)			

秋田県高校生等奨学給付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
令和5年度に発生した未収金111,400円については、令和6年9月末までに1,000円を回収しております。			
今後も納入計画に沿った納入状況の確認や、債務者への納付指導を学校と連携して行うとともに、給付金制度の周知や申請書類の精査を図り、未収金の回収及び発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	新屋高等学校	監査年月日	令和6年4月18日
(指摘事項)			
秋田県高校生等奨学給付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
令和5年度に発生した未収金111,400円については、令和6年9月末までに1,000円を回収しております。			
今後も納入計画に沿った納入状況の確認や債務者への納付指導を行うとともに、申請書類の精査を図り、未収金の回収及び発生防止に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和6年12月20日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹
秋公委会第1号
令和6年10月18日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹

秋田県公安委員会委員長 渡 部 克 宏

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年10月4日付け監委一720をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	令和6年8月28日
(指摘事項)			
放置違反金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
令和5年度に発生した放置違反金に係る未収金15,000円については、電話等により督促を続けていますが、令和6年9月末までに一部についても回収に至っておりません。			
今後については、電話や文書による督促及び財産の差押えを実施し、未収金の回収に努めるほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金発生防止に一層努めてまいります。			